

石垣市風景計画との連携の方針について

1. 類似した目的を掲げる制度であるため十分な連携が必要

国立公園の制度は自然の風景地の保護を、景観法では、都市、農山漁村等の良好な景観形成を促進することを目的の一部に掲げている。対象とする地域に違いはあるものの、双方とも風景、景観の保護や形成を目指す制度である。

石垣市では、陸域に関してはすでに詳細な風景計画があるので、国立公園の管理計画作成にあたっては、十分な連携を図っていくことが適当。

2. 地域別の連携方針について

公園法の地種区分ごとの連携方針（案）は以下のとおり。

○ 特別保護地区、第1種特別地域について

自然環境を厳正に保護するため、行為は厳しく制限されている（ほとんどの行為は許可されない）。風景計画の景観形成基準に関わらず、従来の自然公園法の基準により厳正な保護を図る。

◎ 第2種特別地域、第3種特別地域について（資料5参照）

自然公園法上の許可基準には、「色彩・形態が景観と不調和でない」というように曖昧な基準もあるため、それを風景計画で定められている景観形成基準で補完することを検討する。

自然公園法上の許可基準よりも、風景計画の指導勧告の基準が厳しいもの（高さ制限等）があるが、風景計画では、基準を満たさない行為に対して指導及び勧告しかできないため、基準の一部については公園法の許可基準とすることで実効性を担保することも検討する。

○ 普通地域について

届出後に措置命令を行うかどうかの基準が明確ではないので、その際の判断材料として参考にする。

3. 風景計画の景観形成基準の解釈について確認

風景計画の景観形成基準には外壁の色相について「白系、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか、溶け込むようにする」という内容がある。しかし、国立公園と重複する場所では、亜熱帯性の樹木に被われた山の中など、場所によっては単純に白系等の色にしまうと建物が目立ってしまい、自然風景と調和しない場合も考えられる。その場合には、自然風景と調和するように、目立たない焦げ茶色等にするよう指導することは可能か。